

別 紙

宮崎市先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 宮崎市の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

高度経済成長期から宮崎県の総人口が大きく減少してきた中、本市の総人口は一貫して増加してきました。2010年には人口40万人を超え、その後も微増傾向でしたが、2014年からは減少に転じており、2020年に一旦増加したものの、以降は減少に転じています。

宮崎市の近年の人口推移

(単位：人)

年	2015	2016	2017	2018	2019
人口	401,138	399,979	399,565	398,841	398,307
2020	2021	2022	2023	2024	
401,339	400,775	399,476	397,258	394,448	

資料) 宮崎市住民基本台帳データ(現住人口)

本市の年齢別人口の推移をみると、年少人口(15歳未満)は2010年を頂点に、生産年齢人口(15歳～64歳)は、2011年を頂点に減少に転じています。一方で、老年人口(65歳以上)は年々増加を続け、2001年には年少人口を上回っています。

年齢別人口

(単位：人)

	年少人口	生産年齢人口	老年人口
年齢階級	50,459	226,662	117,327
割合(%)	12.8	57.5	29.7

資料) 令和6年10月住民基本台帳データ

イ 産業構造

(ア) 市内総生産

市内総生産は、増減はあるものの概ね横ばいです。産業部門別では第3次産業が8割以上を占めています。第3次産業は、成長率の推移からみても、市内総生産の成長に寄与しているといえます。

産業3部門別生産額

(単位：億円)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
生産額	187	1,786	11,707
割合 (%)	1.4	13.1	85.5

資料) 令和3年度宮崎県市町村民経済計算

(イ) 従業者数

本市における各産業の従業者数の構成比は、第1次産業が4.8%、第2次産業が15.7%、第3次産業が79.5%となっています。第3次産業の割合が高い一方で、第1次産業および第2次産業の就業者数割合の高い佐土原町、田野町、高岡町および清武町が合併したことで、製造業等の就業者数が増加し、第2次産業就業者の比率が伸びている状況にあります。

産業3部門別就業者の割合

(単位：%)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全 国	3.2	23.4	73.4
宮崎県	9.8	20.7	69.5
宮崎市	4.8	15.7	79.5

資料) 令和2年度国勢調査

(ウ) 産業別総生産の構成

産業別総生産の構成をみると、就業者数と同様に「卸売・小売業」「サービス業」の第3次産業の比率が高いことが窺えます。

産業別総生産

(単位：百万円)

	農林水産業	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・郵便業
宮崎県	174,924	641,490	283,471	415,712	172,237
宮崎市	18,775	94,824	83,361	214,088	56,711
情報通信業	金融・保険業	不動産業	サービス業		
109,986	108,683	326,247	421,191		
62,144	51,578	135,296	229,000		

資料) 令和3年度宮崎県民経済計算（産業種別は抜粋）

(I) 産業構造

本市内の産業構造は、第3次産業の割合が全国に比べ高く、商業、医療、対事業所サービス、不動産、公務などの分野が経済をけん引しています。

ウ 中小企業者の実態

平成の合併（佐土原町、田野町および高岡町は2006年1月、清武町は2010年3月）以前の本市の産業は、市勢の発展とともに自然発生的に立地してきた小売業、サービス業、卸売業、製造業では食品製造業、印刷業など、中小零細の生活関連型産業が多いという特徴がありました。

合併後は、各町の工業団地に集積している企業が加わり、本市の産業構造上、製造業の比率が飛躍的に高まりました。

そして近年では、各町を軸とした郊外への製造業の立地が進む一方で、中心市街地を中心にソフトウェア開発やコールセンターをはじめとする情報サービス産業の立地が進んでいます。

こうした中、本市の事業所数は減少しているため、商業全体が縮小傾向にあり、産業振興の観点からは懸案材料となっています。

エ 本市の産業振興の方向性

産業振興の最終目的は「雇用の創出と安定」と「所得の向上」です。すでに始まっている人口総数と生産年齢人口の減少期。第3次産業に偏った産業構造。全国最低レベルの県民所得。本市においてはこれらさまざまな懸案材料がある中で、外貨の獲得や内需の拡大を図る観点から、労働生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずることにより産業全体の底上げを図り、幅と厚みをもつ柔軟で足腰の強い産業群の形成をめざします。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することで中小企業者が労働生産性の向上を図るために行う設備投資を促進し、当該計画期間中における計画認定数を60件以上とします。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画における労働生産性に関する目標は、本市が先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3.0%以上向上することとします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、地方都市としての構造上、業種、事業等が多岐にわたっていることから、すべての業種において労働生産性の向上を図る必要があります。

よって本計画において対象となる先端設備等の種類は、中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める設備等とします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、近年においてこそ、郊外への製造業の立地と中心市街地への情報サービス産業の立地という二極化の傾向が見受けられますが、その他の産業を含めた分布状況という意味では、依然として中小零細の小売業、サービス業、卸売業、製造業等の生活関連型産業を中心に、さまざまな産業が広域に分布している状況です。

したがって本計画における対象地域は、事業者の生産性の向上を広く図っていく観点から、本市の全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、本計画「産業構造」で触れているように、農林水産業、製造業、小売業・サービス業と多岐にわたっています。外貨の獲得や内需の拡大を図っていくためには、本市の経済および雇用を支えているこれら多種多様な業種において、広く事業者の生産性の向上を実現する必要があります。したがって本計画において対象とする業種は、原則として全業種とします。

また事業者の生産性向上に向けた取組は、例えば、新商品の開発、自動化の推進、IT技術の導入による業務の効率化、省エネルギーの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多岐にわたります。したがって本計画においては、労働生産性が年率3.0%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

例外的に、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連業種については、雇用の創出や産業集積に繋がる見込みが少ないため、対象外とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間のいずれかの期間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 本市における先端設備等導入計画の審査の際、当該先端設備等導入計画が人員削減を目的とした計画と認められる場合は、不認定とします。
- (2) 本市における先端設備等導入計画の審査の際、当該先端設備等導入計画が設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利となる計画と認められる場合は、不認定とします。
- (3) 先端設備等導入計画の申請者が次のアからウのいずれかに該当する者である場合は、不認定とします。

ア 市税を滞納している者。

ただし市税の滞納について宮崎市長が納期限内に納付することができないやむを得ない理由がある者として、その者の申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについてはこの限りではありません。

イ 宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者。

ウ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの。

- (4) 本計画では、産業振興の最終目的を「雇用の創出と安定」と「所得の向上」としているため、市内に従業者が従事する事業所を有しない中小企業者は、認定の対象としません。ただし、市内に従業者が従事する事業所を有する中小企業者に出資しており、出資先の中小企業者に先端設備を設置する中小企業者は対象とします。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A 4とする。